

◎計画値

教育・保育及び地域型保育事業と地域子ども・子育て支援事業の計画値は以下のとおりです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4 教育・保育及び地域型保育事業						
1号認定（3～5歳児）		170人	171人	171人	172人	173人
2号認定（3～5歳児）		190人	189人	189人	188人	187人
3号認定（0歳児）		25人	25人	25人	25人	25人
3号認定（1～2歳児）		75人	75人	75人	75人	75人
5 地域子ども・子育て支援事業						
1	地域子育て支援拠点事業	507人日	494人日	470人日	467人日	441人日
2	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象型）	360人日	360人日	360人日	360人日	360人日
3	一時預かり事業等 （幼稚園在園児対象型を除く）	614人日	607人日	584人日	575人日	550人日
4	病児・病後児保育事業	10人日	10人日	10人日	10人日	9人日
5	利用者支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
6	妊婦健康診査	40人	40人	40人	40人	40人
7	乳児家庭全戸訪問事業 （妊産婦・赤ちゃん訪問）	40人	40人	40人	40人	40人
8	養育支援訪問事業	5人	5人	5人	5人	5人
9	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	110人	110人	110人	110人	110人
10	延長保育事業 （時間外保育事業）	—	—	—	—	—
11	短期入所生活援助 （ショートステイ）	—	—	—	—	—

◎計画の推進体制

本計画の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園・認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

第2期 山北町 子ども・子育て支援事業計画

<2020年度～2024年度>

◎計画策定の背景及び趣旨

子ども及び子どもを養育している方に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの子どもとその家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境づくりをさらに推進するため、「第2期山北町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

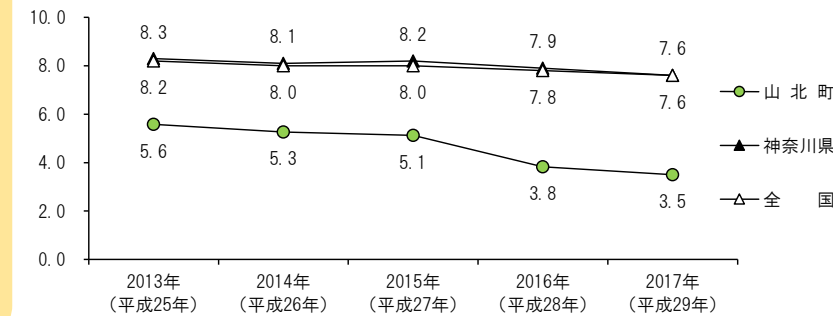
◎計画の期間

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）までの5年間の、第2期計画期間として策定します。



◎子どもの状況

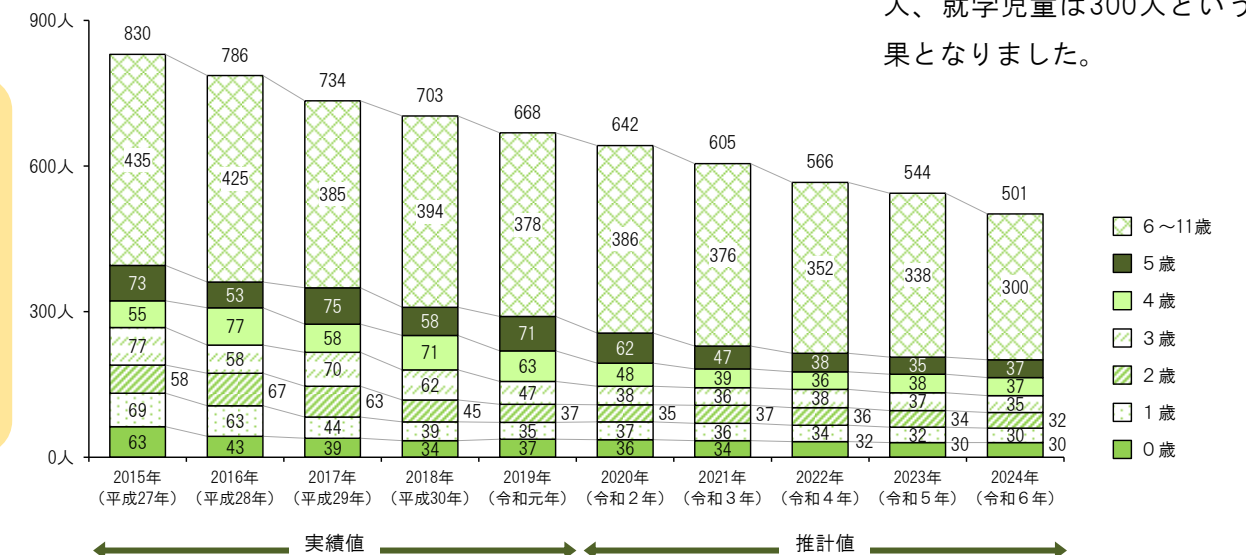
出生率の推移（人口千対）



平成29年の出生率は、全国平均、神奈川県平均はいずれも7.6で、本町は生まれてくる子どもが少ない、深刻な少子化傾向にあります。

令和2年から令和6年の今後5年間の児童人口を推計すると、毎年児童人口が減少し、令和6年には就学前児童が201人、就学児童は300人という結果となりました。

児童人口の推計



◎施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定

山北町における教育・保育の提供区域については、山北町全域（行政区）とし、町外児童の受委託については、当該市町村と都度協議することとします。

2 保育の必要性の事由と認定区分

児童の年齢及び保育の必要性に応じて3つに区分して認定します。さらに、2号認定及び3号認定については、長時間（主にフルタイム就労を想定）及び短時間（主にパートタイム就労を想定）の2区分で保育必要量を認定することになります。

3 ニーズ量の見込みに対応した確保方策

子ども・子育て支援法が本格施行され、幼稚園・保育所及び子育て支援事業は、その必要量に応じた適切な供給量とすることが必要です。必要量の見込みを算出し、と山北町の現在の状況を照らし合わせ、提供されるべき教育・保育サービスの確保方策（実施内容及び実施時期の目標）を設定しています。

4 教育・保育及び地域型保育事業の確保方策

確保方策は現段階で充足していると言え、さらなる整備は不要であると言えます。教育・保育の質に関しては、障がい児保育や産休・育休の保育利用、預かり保育等の現在実施している事業の縮小はせず、維持もしくは拡充を図るよう、努めていきます。

※計画値は裏面参照

5 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

- (1) 地域子育て支援拠点事業
- (2) 預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）
- (3) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）等
- (4) 病児保育事業
- (5) 利用者支援事業
- (6) 妊婦健康診査
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問）
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (10) 延長保育事業（時間外保育事業）
- (11) 短期入所生活援助（ショートステイ）

※計画値は裏面参照



6 その他の子ども・子育て関連事業の目標

(1) 特別な支援が必要な子どもに対する支援

支援を必要とする児童の保育の実施にあたっては、これまでと同様に、保育士の加配により各保育所での受け入れ体制を築きます。

(2) 障がい児に対する支援

障がいのある子どもと、ない子どもとのふれあいの機会の提供を継続していくとともに、療育体制の整備、居宅支援事業の推進、特別支援学級による教育的支援等により、家庭や地域、学校など様々な場面で障がいのある子どもと、ない子どもがともに成長していけるような環境づくりを促進し、障がい児とその保護者を支援する体制の強化に努めます。

(3) 児童虐待防止対策(要保護児童対策協議会)の充実・強化

連携体制を維持しながら情報共有を図り、被害を受けた子どもの早期の発見・対応に努め、研修の受講による協議会構成員の専門性の向上や、相談体制・個別支援の強化を図ります。養育支援訪問の必要性や乳児家庭全戸訪問も含んだ各訪問事業とも連携しながら、児童虐待防止対策の充実・強化を進めます。

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

特に、経済的支援を必要とする場合が多いひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や、医療費助成、社会福祉協議会と連携した生活福祉資金の貸付など、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた支援を継続していきます。

(5) 仕事と生活の調和と基盤整備

雇用環境の向上のため、町民や事業者に対して普及啓発に努め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するとともに、家事や子育てを役割分担するなど、男女を問わず個人がその個性と能力を発揮できる、男女がともに参画する社会環境づくりを進めます。

(6) 放課後子ども総合プラン(放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携)

今後は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係性を維持しつつ、利用者のニーズや地域性を考慮し、実施日の増加や活動内容の工夫、小学校の空き教室が生じた際の有効活用の可能性の検討等、必要に応じて事業の拡充について検討を図っていきます。

(7) 子どもの貧困対策の推進

様々な取り組みを複合的に実施し、子どもの貧困対策を推進します。特に、相談先の周知に力を入れ、必要な家庭に必要な支援が届くように努めます。これらの施策を効果的に運用するため、切れ目のない支援と民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会等の地域福祉との連携強化を進めます。

7 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

令和元年、「山北町幼稚園・保育園のあり方基本方針」の策定から6年を経過し、幼稚園・保育所・認定こども園を取り巻く状況が大きく変化し、保護者のニーズもより多様化してきていることから、「山北町乳幼児教育・保育のあり方基本方針」として今後の山北町の乳幼児教育・保育のあり方について見直しを開始し、令和2年度中の策定を目標に検討していきます。

8 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進

山北町におけるすべての教育・保育施設は公立のものであり、地域型保育事業についても、それらの定員が確保されていることから、民間事業者の参入は現在のところありません。ニーズの動向や社会情勢を注視しつつ、必要に応じて参入の意向がある事業者と協議し、運営にあたっては既存施設と協調・連携を図ります。幼・保・小連携については、従前から合同教育・保育を実施していますが、幼保連携型認定こども園も含め、連携・交流の活性化を図り、生活や学びの連続性を重視した教育・保育を推進します。

9 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進

山北町では、既に一定量の確保方策が講じられており、民間事業者の参入の余地がないのが現状です。今後は、ニーズ量に応じた適切な保育の提供を行っていくために、公営施設・事業が不足する事態となった場合等に、必要に応じて民間事業者の参入意向の把握や参入の促進を図っていきます。

10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が開始されるとともに、子育てのための施設等利用給付が創設され、子どものための教育・保育給付の対象となる特定教育・保育施設のみならず、それ以外の幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用する子どもも無償化の対象となります。この場合、従来の施設型給付費の支給認定の対象となる子どもと異なり、市町村を経由せず施設を利用することが可能なため、対象となる子どもの把握及び制度の周知に努め、保護者・事業者と連携して制度の円滑な実施に努めます。